

「悪臭」の規制方法を変更します

～臭気指数規制の導入～



小山市 環境課

におい、「悪臭」とは・・・

私たちの身の回りには、様々なにおいがあり、その種類は約40万種といわれています。においには、多くの人に好まれる花のようなにおいもあれば、誰からも嫌われるし尿や腐敗臭のようなにおいもあります。

においは、人が鼻から空気を吸い込むことにより感じられ、嗅覚には、個人差があります。また、嗅覚は順応しやすく、花のにおいもしばらく嗅いでいれば感じなくなります。

人の嗅覚は、敏感な人でも必ずしも全てのにおいに敏感ではありません。

新しい規制方法について

以前は、工場などの事業場からの悪臭が多かったことから、アンモニアやトルエンなど22の指定された物質を対象に規制してきました。

しかし、この方法では、都市・生活型といわれる飲食店やサービス業から発生する混ざったにおいに対応することが難しいことから、平成24年4月1日から、従来の「物質濃度規制」に変えて、人の嗅覚を用いて悪臭の評価をする「臭気指数規制」を導入することにしました。

「臭気指数」とは・・・

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて、においの程度を数値化したものです。

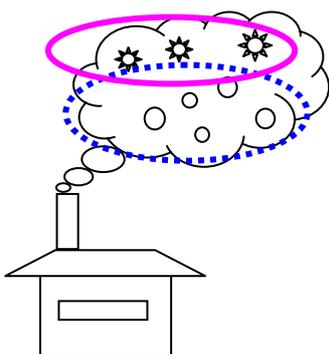
臭気指数は、においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気(水)で薄めたときの希釈倍率から算出されます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

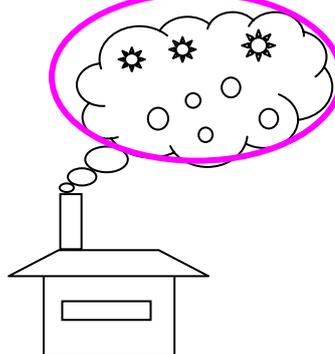
臭気の程度	臭気指数
10倍に薄めるとにおいを感じない	10
30倍に薄めるとにおいを感じない	15
100倍に薄めるとにおいを感じない	20

人間の嗅覚を用いることからにおいの程度が分かりやすく、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいメリットがあります。

<従来の規制>



<臭気指数規制>



	・・・ 規制
	・・・ 規制なし
	・・・ 特定悪臭物質
	・・・ その他のにおい物質

規制の対象は・・・

工場その他の事業場の全てが対象になります

(事業場とは、継続的に一定の業務のために使用される事務所のことです)

規制する地域は・・・

小山市の中で、都市計画法第8条第1項第1号に基づいて用途地域が指定された地域(市街化区域)です。市街化調整区域は、含みません。

規制の基準は・・・

においの強さは、六段階臭気強度表示法により次のように数値化されています。

六段階臭気強度表示法	
臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
2.5	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
3.5	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

規制基準は、工場・事業場の敷地境界 煙突等の気体排出口 排水に適用することとなっており、そのうち、敷地境界線上における規制基準は、臭気強度の2.5から3.5の範囲で定めることができます。臭気強度と臭気指数の相関関係は以下のとおりです。

臭気強度	臭気指数
2.5	10～15
3	12～18
3.5	14～21

小山市では、現行の「物質濃度規制」に替えて「臭気指数規制」を導入するにあたり、住居系、商業系地域では臭気強度2.5、工業系地域では臭気強度3.0に対応する臭気指数の中でも最大値を規制値とします。

敷地境界における規制基準

規制地域	臭気指数基準値	臭気の程度
A 第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 準住居地域 商業地域、近隣商業地域 準工業地域	15	約30倍に薄めると感じなくなるにおい
B 工業地域 工業専用地域	18	約63倍に薄めると感じなくなるにおい

煙突等の気体排出口

周辺の建物の影響や排出口の高さを考慮した計算式を用いて事業場ごとに算出します。

排水水

敷地境界の規制基準 + 16



規制基準を守りましょう

規制地域内に新たに事業場を設置する方、すでに事業場を設置している方は、規制基準を遵守する義務(悪臭防止法第7条)があります。

においの良好な環境を維持するため、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、規制基準を超過して、市長が住民の環境が損なわれていると認める場合には、罰則等が適用されます。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

小山市ホームページでは、小山市環境審議会による審議、答申を経て臭気指数規制を導入した経緯、臭気指数規制についての説明を掲載しています。

「小山市ホームページ」上で、で検索してください。

<http://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/eco/kannkyouhozenn/kougai/akushuu.html>

このパンフレットに関するお問い合わせ

小山市 市民生活部 環境課 環境保全係

〒323-8686 小山市中央町 1 - 1 - 1

T E L 0285 - 22 - 9284

F A X 0285 - 24 - 4417